

第5分科会

【権利擁護】に参加して

東成育成園 主任 織田 洋一

第5分科会【権利擁護】に参加させていただきました。

午前は、上智大学 総合人間科学部 社会福祉学科教授の大塚 晃氏から「障害者権利条約で何が変わったか」で基調講演がありました。

2006年12月に国連総会で「障害者の権利に関する条約」が採択されました。これが、障害者権利条約です。この条約は、すべての障がい者に、あらゆる人権と基本的自由を平等に保障することを目的としています。この条約を批准した国は、条約の内容に従って法律や制度を整え、実施しなくてはなりません。「合理的配慮について」「障害者差別解消法」「意思決定支援」等がそれにあたるということでした。

なお、日本は2007年9月に条約に署名、2014年1月に批准、2月に発効しています。

午後からは、コーディネーターに島根県社会福祉士会 副会長の阪田 健嗣氏を迎え、前社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会 中央相談室 室長の細川 瑞子氏、厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 虐待防止専門官の曾根直樹氏、特定非営利活動法人ゆずり葉の会 理事長の佐藤 恵美子氏の3名の提案者がお話をされました。

最初の提案者である細川氏からは、「合理的配慮について」「意思決定支援」等について説明をいただきました。

まず、「合理的配慮」には、スロープを付けたり、車椅子用のトイレを設置するといった建物や設備を整えることのほか、手話通訳者を配置するなどの人的支援を提供することも含まれています。障がいに応じた配慮が行われることにより、生活しやすい環境が作られるといったものが合理的配慮です。今後、様々な場面に求められる、ということでした。

次に「障害者差別解消法」についての説明がありました。法の目的は、障がいがあってもなくてもだれもが分けへだてられず、お互いを尊重して、暮らし・勉強し・働けるように差別を解消して、安心して暮らせる豊かな共生社会の実現を目的としている、ということでした。この法律は2016年4月に施行されます。

最後に「意思決定支援について」の説明があり、障がいを持った方の「自分らしい暮らし」というこ

とを前提におき、日常生活における決定や福祉サービスの選択等を必要な方に支援することである、とのことでした。

2番目の提案者である厚生労働省の曾根氏からは「権利擁護と障害者虐待防止」についてお話を伺いました。印象的だったお話は、知的障がいの方に関しては、特に強度行動障がいを伴う方に対しての虐待が多い、という統計が出ているとのことでした。これについては、支援する者に強度行動障がいに関する知識が不足し、適切な支援を行えなかった時などに強引な対応をとってしまい、虐待に繋がることがあるということでした。そのため平成25年度より、強度行動障害支援者要請研修を実施等の体制を整えてきているとのことでした。

最後の提案者である佐藤氏から「NPO法人ゆずり葉の会、設立より今日までの体験」について、お話を伺っています。法人後見事業や生活支援事業を立ち上げ、将来的に子供達が、元気で楽しく幸せに、そして親御さんも安心して暮らしていけるように、お互いで支え合える大きな組織を目指しゆずり葉の会を設立されたとのことでした。

この第5分科会【権利擁護】では、2014年2月に発効された障害者権利条約を基に、発表者の方々からそれぞれの視点でお話を伺うことが出来ました。私としては、障害者権利条約を詳しく知り、意識することで、障がいを持った方への接し方や支援の方法について、より質を高めていけるのではないかと、感じる事が出来ました。また、専門的な知識や支援の不足が虐待に繋がる可能性があることへの再確認もできました。改めて、東成育成園でもこのことについて考えなければいけない、と思います。質疑応答の場面では質問(書面での質問ですが…)することができ、私自身も育成会全国大会に参加出来たと感じる事が出来て良い経験となりました。

